

環境経済委員会記録

日	令和7年2月19日（水）（第1回定例会）			
時	午前10時0分 開議（休 憩 午 後 0 時16分 散会）			
場 所	第3委員会室			
出席委員	石 井 茂 隆	蛭 田 浩 文	吉 川 英 二	岡 崎 純 子
	梶 澤 洋 平	伊 藤 康 平	段 木 和 彦	櫻 井 崇
	宇留間 又衛門	三 須 和 夫		
欠席委員	な し			
担当書記	田 野 仁 志 佐 藤 エリカ			
説 明 員	市民局			
	市民局長	那須 一恵	市民自治推進部長	安部 浩成
	生活文化スポーツ部長	堺 逸樹	市民総務課長	鴫田 昌奈
	区政推進課長	亀井 俊介	地域安全課長	岡田 和之
	文化振興課長	吉野 直樹	スポーツ振興課長	内山 拓之
	総括主幹	木村 知美		
	環境局			
	環境局長	宮本 寿正	環境保全部長	川並 修
	資源循環部長	武 大介	環境総務課長	岡本 茂之
	環境保全課長（自然保護対策室長兼務）	木下 英明	廃棄物対策課長	田中 学
	廃棄物施設維持課長	市毛 永志	廃棄物施設整備課長	谷口 範隆
	総括主幹	西井 雄介	廃棄物施設維持課長補佐	原田 明美
	廃棄物施設整備課長補佐	小野 直哉		
	経済農政局			
	経済農政局長	藤代 真史	経済部長	長谷部 収
	農政部長	渡部 義憲	経済企画課長	小花 信雄
	産業支援課長	枅見 康平	企業立地課長	清水 健次
	農政課長	南 駿	農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱）	圓城寺 英樹
	農業生産振興課長	中田 照子	総括主幹	高柳 弥
	建設局			
	道路計画課長補佐	清水 宏一		
審査案件	議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管 議案第39号・千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について 議案第40号・千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部改正について			

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	て
そ の 他	
委 員 長 石 井 茂 隆	

午前10時0分開議

○委員長（石井茂隆君） おはようございます。

ただいまから環境経済委員会を開きます。

本日審査を行います案件は、議案3件です。

進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、前回に引き続き、試行的に議案等審査時の質疑と賛否の表明、意見要望の発言場面を切り分けて行うこととされております。

このため、当局から議案説明を聴取した後、まず質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

議案第2号審査

○委員長（石井茂隆君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算(第7号)中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 おはようございます。市民自治推進部長の安部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

市民局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

初めに、議案第2号・令和6年度一般会計補正予算のうち、所管について御説明申し上げます。

指定管理施設における光熱費高騰対応でございます。

まず、1の補正理由ですが、指定管理者に対し、光熱費高騰に対する支援を実施するものでございます。

次に、2の補正予算額ですが、3,213万円で、財源は全額国費でございます。

3の補正の概要ですが、(1)支援対象者は、光熱費の上昇により、管理運営費に収支不足が発生している施設の指定管理者で、コミュニティセンターなど全12施設でございます。

(2)支援内容ですが、①管理運営業務における光熱費計画額と支出額の差額、②管理運営業務収支における収支不足額のいずれか少ない額に相当する額について支援金を支払うものでございます。

4の今後の予定ですが、可決をいただいた後の令和7年3月以降申請を受け付け、お支払いしていく予定でございます。

なお、次のページに対象施設ごとの補正額等を掲載しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。戸籍振り仮名記載に係る体制整備でございます。

まず、1の補正の理由ですが、令和5年に法改正があり、令和7年5月以降、全ての国民の戸籍や住民票等に氏名の振り仮名が記載されることとなります。これに伴いまして、国の令和6年度補正予算において、市町村に対し補助金が措置されることとなり、本市においても補助金を活用して事業体制を整備するため、補正予算を計上するものでございます。

2の補正予算額ですが、1億8,200万円で、内訳は御覧のとおりとなっております。

一番下、米印のところですが、今年度に補助金交付決定がなされますが、来年度に体制整備を行うため、全額、繰越明許費として繰越しを行います。

5 ページをお願いいたします。

3、施策の概要です。（1）を御覧ください。

①市から市民の皆様へ、振り仮名を通知いたします。

②として、市民の皆様は、振り仮名に誤りがあるなどの場合には、市へ届け出ます。

③市では、正しい振り仮名を戸籍へ記載します。なお、1年以内に届出がない場合は、当初通知した振り仮名が戸籍に記載されます。

（2）ですが、出生等により初めて戸籍に記載される方は、その際に届け出ることとなります。

4、今後のスケジュールですが、4月から通知書発送等の準備を行い、5月26日の法施行日以降、通知書を発送します。1年経過後の令和8年5月以降、届出がなかった方について、全件登録を進めてまいります。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

地域防犯対策でございます。まず、1の補正理由ですが、闇バイトを実行役にした強盗事件などが相次いでいることを受け、地域の安全活動の一層の活性化を図るため、地域防犯対策関連事業費について補正するものでございます。

2の補正の概要ですが、町内自治会等が購入する防犯カメラに係る経費に対し、補助を行っておりますが、補助台数について、当初の50台分から60台分拡充し、合計110台といたします。

また、防犯パトロール隊に対して、活動に使用する消耗品を配付しておりますが、当初の120団体分から120団体分拡充し、合計240団体分といたします。

次に、3の補正予算額と財源ですが、補正予算額は1,984万円で、全額繰越明許費を追加いたします。また、財源は重点支援地方交付金1,001万5,000円、県補助金982万5,000円となります。

4の今後の予定ですが、議会の御承認をいただければ、議決後、速やかに周知及び申請受付を開始いたします。

市民自治推進部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 生活文化スポーツ部長、堺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の30ページをお願いいたします。

議案第2号・令和6年度一般会計補正予算のうち、所管について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目13文化振興費、一番右の説明欄の2、文化基金積立金1,000万円ですが、令和6年度に生じる寄附金を当該基金に積み立てるものでございます。

次に、同じく説明欄の3、前澤友作アートのまちづくり基金積立金6億1,900万円ですが、同様に、令和6年度に生じる寄附金を当該基金に積み立てるものでございます。

次に、目15スポーツ振興費、一番右の説明欄の1、スポーツ振興基金積立金2,600万円ですが、こちらも令和6年度に生じる寄附金を当該基金に積み立てるものでございます。

市民局の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 環境保全部長。

○環境保全部長 環境保全部長の川並でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算のうち、所管について御説明いたします。
補正予算書の38ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7公害対策費の説明欄1、地域環境保全基金讀立金1,400万円ですが、寄附金を基金に積み立てるものでございます。

環境保全部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 資源循環部長。

○資源循環部長 資源循環部長、武でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算のうち、所管について御説明をいたします。
初めに、補正予算書の39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費の説明欄1、リサイクル等推進基金積立金700万円は、寄附金を基金に積み立てるものでございます。

次に、環境局議案説明資料の3ページをお願いいたします。

最終処分場管理運営事業（蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸補修）についてでございます。

まず、1の補正理由ですが、蘇我地区廃棄物埋立処分場は、海洋埋立方式による最終処分場として昭和56年度に埋立てを開始し、平成6年に埋立てを終了したのちも、廃止基準を満たしていないことから、浸出水を適切に処理した後、海洋に放流しております。

昨年度、護岸部分の法定点検等を実施した結果、護岸改修と道路改修を行う必要が生じたことから、今年度、護岸改修等を実施することとしておりましたが、入札不調により今年度中の実施が困難な状況となったことから、実施手法の見直しを行うとともに、一部工事費の予算を翌年度に繰り越すものです。

下に位置図がございます。住所は中央区蘇我町2丁目、J E R Aの火力発電所の先の突端部分、水路を挟んで新浜リサイクルセンターの北隣に位置をしております。

正面の大きな図面を御覧ください。

（図面を用いて説明）処分場は拡大した図面になります。三方を護岸で囲っておりまして、丸や三角、星のマークで記した箇所の護岸改修を実施いたします。

資料にお戻りください。

次に、2の繰越明許費ですが、約1,700万円です。

次に、3の実施手法の見直しですが、当初は、道路補修及び護岸補修を一括発注することとしておりましたが、道路補修のみを今年度中に実施し、護岸補修については翌年度に繰越いたします。

最後に、4の今後のスケジュールですが、補正予算をお認めいただきましたら、3月に護岸補修の入札を行い、御覧のようなスケジュールで7月までに完了する予定です。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

新清掃工場周辺整備（北谷津町線道路整備）についてでございます。

まず、1の補正理由ですが、令和5年12月に策定した北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本

計画の推進とともに、新清掃工場へのごみ搬入車両の円滑な通行を確保するため、（仮称）北谷津町入口交差点の整備を進めております。

今年度は予備設計及び用地測量を実施しておりますが、関係者等との協議に時間を要したことから、これに係る予算を翌年度に繰り越すものでございます。

正面の大きな図面を御覧ください。

（図面を用いて説明）赤の破線が現在の市道北谷津町線36号線ほかでございまして、青の実線で示した国道126号、東金街道とは、青の破線で丸く囲んだ交差点で接続しておりますが、特に東金方面との出入りが鋭角で通行がしにくい状況にあります。さらには、新清掃工場への搬入車両の通行や、今後の周辺整備に伴う施設利用者の車両の通行増加により、沿線の居住環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、赤い実線で示した箇所に新たに交差点を設けることで、この影響を緩和しようとするものでございます。なお、新たに道路を整備する場所は、現在は休耕田となっております。

資料にお戻りください。

次に、2の繰越明許費ですが、約1,280万円で、内訳は記載のとおりでございます。

最後に、3のスケジュールですが、既に関係者との協議も整っており、予備設計と用地測量を6月までに完了させ、その後、令和7年度中に詳細設計、用地取得を実施することで、8年度中の道路整備完了を目指すスケジュールには遅れを生じないよう取り組んでまいります。

資源循環部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 経済部の長谷部でございます。座って説明をさせていただきます。

経済部は、補正予算議案1件でございます。

経済農政局議案説明資料の2ページを御覧ください。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金についてです。

なお、補正予算書では、10ページ、42ページとなります。

まず、1、補正理由ですが、エネルギー価格をはじめとする物価高騰が続いており、引き続き中小企業者の事業継続に対する支援が必要でありますことから、令和6年度の電気・ガス料金等に対し、国の支援に加え、市独自の支援を実施するものです。

次に、2、事業概要ですが、電気、ガス等のエネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた事業者に対し、支援金を支給します。

（1）支給対象者は、個人事業主を含む中小企業者で、以下のアからウの全てに該当することとし、まず、アとして、昨年4月から本年3月までの任意の1か月において、電気、ガス、ガソリンなどの合計金額が3万円以上あること。ただし、3万円未満の場合は、原材料などを含んだ合計金額が、昨年4月から本年3月までの連続する3か月において月平均で50万円以上ある場合も対象といたします。

続きまして、イとして、法人の場合は、市内に本店を有すること。個人事業主の場合は、市内に主たる事業所を有することまたは市内に住所を有すること。

ウとして、今後も市内で事業継続する意思があること。

以上、これら3点全てを満たす事業者を、業種を問わず対象といたします。なお、対象期間以外の要件は、令和5年度に実施した第1弾及び第2弾の支援金と同じでございます。

（２）支給金額は、１者当たり５万円です。

次に、３、補正内容ですが、補正予算額は５億９,５００万円で、併せて同額の繰越明許費を設定いたします。

なお、記載がございませんが、申請者数は、１０,５００者を見込んでおります。財源は国費及び諸収入です。

最後に、今後のスケジュールは記載のとおりで、５月から申請受付を行い、速やかに支援金の支給を行ってまいります。

なお、次の３ページは、参考として、これまでの支援金の経緯になります。

経済部の説明は、以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 農政部長。

○農政部長 農政部の渡部です。よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

農政部は、補正予算議案１件でございます。

経済農政局議案説明資料の４ページを御覧ください。

畜産飼料価格高騰対策についてです。

なお、補正予算書では、１０ページ、４１ページとなります。

まず、１の補正理由ですが、国際情勢や急激な円安等の影響により、畜産飼料の価格が高騰し、その後も円安基調の継続等から高止まりが続いております。市内畜産農業者の経営に大きな打撃を与えておまして、加えて、物価や人件費の高騰を背景に、市内預託牧場における預託料金が大幅に値上げされ、預託牧場を利用する酪農家の負担が増大しております。

このことから、畜産飼料の価格高騰分及び預託料金値上げ分の一部を給付金として支給し、畜産経営の安定化を図るものでございます。

次に、事業概要でございます。

まず、（１）の配合飼料支援給付金ですが、対象者は市内の畜産農業者で、支給額は配合飼料の令和６年度当初契約数量１トン当たり４００円。事業費は、この４００円に配合飼料契約数量の概算の１８,０００トンを掛けまして支給し、７２０万円となります。

次に、２の粗飼料支援給付金ですが、対象者は牛を飼養している市内畜産農業者で、支給額は牛１頭当たり５,０００円です。事業費は、この１頭当たり５,０００円に、市内牛飼養頭数の概数、１,７００頭に対して支給し、８５０万円となります。

次に、３の預託料金負担軽減給付金ですが、対象者は、市内の預託牧場に乳牛を預託する市内酪農家で、支給額は預託牛１日１頭当たり９１円です。事業費は、この１日１頭当たり９１円を預託牛飼養頭数概数の４０頭に対して給付し、概算で１３０万円となります。

次に、給付要件ですが、いずれも事業を継続すること、ただし１と２につきましては、飼料自給率の向上や飼料の低減に資する取組に努めることとしております。

次に、補正内容ですが、補正予算額は１,７００万円で、併せて同額の繰越明許費を設定いたします。財源は全額国費です。

最後に、スケジュールですが、（１）と（２）につきましては、４月から申請を受け付け、随時、給付金を支給してまいります。（３）につきましては、上期、下期に分けて申請を受け付け、給付金の支給を行ってまいります。

補正予算の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答でよろしくお願いいたします。。

まず、市民局の市民自治推進部からいきます。

議案説明資料の2ページ、指定管理施設における光熱費高騰対応ということで、コミュニティセンターのうち、ここに記載のない穴川コミュニティセンターと花島コミュニティセンターに関しては、収支不足が発生していないのかどうか。あと、もし発生していないのであれば、穴川、花島に関しては何か工夫している取組があるのかどうか教えてください。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。光熱費につきましては、計画額に対する実績の見込みを比較するものとなっております。穴川コミュニティセンターにつきましては、光熱費が赤字にならない見込みとなっております。

花島コミュニティセンターにつきましては、光熱費は赤字となる見込みであるものの、管理運営業務全体の収支が赤字にならない見込みであるため、今回の支援対象とはなっておりません。

また、この2つの施設で独自の工夫につきましては、何か工夫をしているというのは聞いてはおりませんが、この2つの施設に限らず、全ての指定管理者において、日頃から節電等に取り組んでいただいていると認識しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 理解いたしました。ありがとうございます。

次にいきます。4ページの戸籍の振り仮名の件です。

そもそも最初にこの通知を発送するに当たっての、最初の段階のこの仮名データはどこのデータを使用するのか教えてください。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

通知を発送する際の仮の振り仮名についてですが、検索などの事務処理のために、市が住民記録システムで付与している情報等を基に作成いたします。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ここにあるように基本1年以内とあるんですけれども、1年以内に届出がなくて、その後、間違いが分かって届出があった場合は、どういう対応をされるんでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課です。

戸籍に記載された後に氏名の振り仮名を変更するには、通常家庭裁判所の許可は必要ですが、施行日から1年の間に届出がないことで、本籍地の市町村によって振り仮名が記載された場合については、1回に限りまして、家庭裁判所の許可を得ることなく、届出のみで変更が可能となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 1回のみ変更可能ということで理解いたしました。ありがとうございます。

次に6ページの地域防犯対策です。

こちらは、補正予算は令和6年度中に設置される防犯カメラの台数と防犯パトロール隊の団体数、最新の数が分かれば教えてください。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

まず、町内自治会等が設置する防犯カメラにつきましては、令和6年度は22団体、57台の設置について既に補助金の交付決定をしたところであり、今年度中に、この台数が設置完了する予定となっております。

また、防犯パトロールにつきまして、市内で現在活動中の防犯パトロール隊は、令和6年12月末現在で619団体となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ありがとうございます。

防犯カメラに関しては、これは、令和6年度補正予算で60台、昨日分科会であった令和7年度予算のあらましには50台とあるので、令和6年度と7年度で足して160台という認識でよろしいでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

委員のおっしゃるとおり、令和6年度、7年度合計で160台の補助を予定しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 理解しました。ありがとうございます。

次は、経済農政局にいきます。

2ページの中小企業者のエネルギー価格等高騰対策支援金です。

2つまとめて質問ですけれども、ガスは都市ガスだけではなくてプロパンガスも含まれているかということと、もう1点、第1弾、第2弾と記載してもらっているんですけれども、その過去2回分と比較しまして、今回対象期間が1年と長いにもかかわらず、申請期間が4か月と短いと思うんですけれども、申請期間を5月から8月の4か月にした理由を教えてください。

○委員長（石井茂隆君） 産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

まず、対象経費のガスにつきましては、都市ガスだけではなくプロパンガスも含まれております。

また、申請期間でございますが、過去の支援金に比べまして対象期間は長くなっておりますが、申請に必要な書類は、今までと同様、簡易なものを考えておりまして、準備に必要な期間は第1弾の支援金と同等の4か月程度と見込みまして、申請受付開始の準備が整う5月～8月

までの申請期間としております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。理解いたしました。

最後、農政部さん、4ページです。

畜産飼料の価格高騰対策で、（４）の給付要件の片仮名のイで、飼料自給率の向上や飼料の低減に資する取組に努めることって、これは具体的にどういうことなのか教えてください。

○委員長（石井茂隆君） 農業生産振興課長。

○農業生産振興課長 農業生産振興課です。

まず、飼料自給率の向上ですが、こちらは畜産経営におきまして、餌代が生産コストの3割から5割程度を占めております。

その飼料につきましては、輸入飼料の原料に過度に依存している状況にありまして、世界情勢の変化による価格高騰の影響を受けやすいということで、飼料用トウモロコシを生産拡大するですとか、耕畜連携の推進など、国内飼料の生産または利用の拡大を進めるという取組をいいます。

次に、飼料の低減に資する取組についてですが、こちらは、飼料の成分分析に基づく飼料設計の改善ですとか、あとは自動給餌機などを活用しまして、適量の餌を与えることによりまして食べ残しを削減させて、無駄な飼料を低減させるといった配合飼料の低減を図るための取組をいいます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。分かりやすく進めていただければと思います。

私からは、以上です。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一括でお願いします。

エネルギー価格等高騰対策支援金の件で、1万5,000件ぐらいを見込んでいるというお話でしたけれども、この周知方法と、あとそれから、これは窓口業務は外注するんですよね。その際、前回と比べて同じような感じになるのかを伺いたいです。

あと、令和5年度と令和6年度の支給した件数をもう一度お示してください。

次に、廃棄物施設維持課にお伺いしたいんですけども、改めて入札不調の原因と、設計金額が幾らぐらい上がるのかということと、あと、手を挙げる業者や工期の見通しをお示ください。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 答弁願います。産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

まず、中小事業者エネルギー価格高騰対策支援金の周知ですが、第1弾、第2弾と同様に実施予定でございまして、経済関係団体など約180団体、市のホームページ、それから商工会議所や財団の機関紙に加えまして、過去のこうした支援金を受給した受給者の方へのメール及びはがきによる周知、それから新聞折込み、これは第1弾、第2弾で7紙18万枚のチラシを折り

込んでおりますが、そうした幅広い周知を行っていきたいと考えております。

また、支援金の事務局への委託でございますが、今回予算的には6,757万円を予定しております。まして、こちらは、昨年の第1弾の時点の事務局委託とほぼ同じ金額となっております。

また、支給件数でございますが、令和5年度の第1弾が9,408件、第2弾が8,868件の支給となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設維持課長。

○廃棄物施設維持課長 廃棄物施設維持課でございます。

まず、入札不調の原因についてですが、当初発注後に積算に使用する単価が変更になるなど、直接工事費が増加したことや、護岸工事は一般的に規模が大きく、高額な工事が多いのに対し、今回の補修はボリュームが極めて小さかったことなどが要因として考えられます。

また、次に、設計金額は幾ら上がるのかにつきましてですが、護岸補修の設計金額は、あくまで予算ベースですが、約3割の増額となります。

続きまして、手を挙げる業者や工期の見通しということですが、分割発注したことで、護岸補修は、道路補修で必要であった技術者の配置が不要になるなど、より多くの事業者が入札に参加しやすくなると見込んでおります。護岸補修は7月中に完了見込みでございます。

以上になります。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 一問一答でお願いいたします。

初めに、市民局の指定管理施設における光熱費高騰対策について伺います。

初歩的な質問で大変申し訳ないんですけども、各センターによって光熱費収支、不足額はかなりばらつきがあるんですけども、大体こんなものかなというのは想定できるんですが、こちらの背景にどのようなことがあるのかをお伺いできればと申します。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。光熱費は計画額に対する実績の見込みを不足額としておりますので、一概には申し上げられませんが、複合施設や施設規模の大きな施設では、不足が生じる傾向があると認識しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） はい、ありがとうございます。大変よく分かりました。

これは物価高騰による対策ということで、国費から出るんですけども、こちらの各センターにつきましては、省エネ対策というのは、どのように行われているのかをお伺いします。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。こちら各指定管理者のほうで、使っていない部屋のこまめな消灯や、利用者にも積極的に節電を呼びかけるといった、日頃から施設運営に影響のない範囲で、省エネの取組を進めていただいていると認識しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） はい、ありがとうございます。努力はされているということで理解い

たしました。

続きまして、戸籍の振り仮名記載に係る体制整備についてでございます。

こちらにつきましては、去年の３月に改正戸籍法が施行されて、いろいろこれから変わっていくという中での振り仮名記載と理解しております。その一部改正によって、氏名の振り仮名が追加されたということを聞いております。こちら、振り仮名記載によるメリットについて、お伺いできればと思います。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。戸籍に振り仮名が記載されて公称されることによりまして、住民票の写しですとかマイナンバーカードにも振り仮名を記載できるようになりまして、本人の確認資料として正確な氏名を呼称することが可能となります。

また、金融機関等において、別人を装うなどの各種規制を潜脱しようとする行為を防止する効果が期待できます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。こちらについては、最近ニュースなどでも随分流れていまして、確かに読めない、俗にいうキラキラネームみたいなものもあったりとかで、非常に今まで大変だったのかなと思います。

続きまして、この作業といいますか、職員の負担についてお聞きできればと思います。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課です。

戸籍振り仮名記載に係る通知発送後は、届出に関する受付事務ですとか、問い合わせ業務等が増えることが想定されますけれども、コールセンターの設置ですとか、会計年度任用職員の配置などを行って、負担抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。ぜひその負担がないようによろしく願いいたします。

次に、地域防犯対策についてでございます。こちらは、また改めてお聞きします。

この前、分科会でもどなたかが聞いたと思うんですけれども、これまで設置された防犯カメラによりまして、捜査等に関わった事例はどのぐらいあるのか、お伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

市が設置している防犯カメラの映像は警察等の捜査機関からの照会により提供しており、その件数につきましては、令和元年度から令和５年度までの５年間で536件となっており、また、町内自治会の設置補助を行ったカメラで映像提供した件数なんですが、こちらは、令和２年度から令和５年度、４年間の合計で133件となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） はい、ありがとうございます。改めて伺いましたけれども、少なくな

い数字だだと思います。効果があるんだと認識いたしました。

次は、防犯パトロール隊についてでございます。

防犯パトロール隊は、主にどのような団体を母体として構成されているのか、お伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

防犯パトロール隊につきましては、主に町内自治会等の支援団体、PTA等の学校関係団体を母体として構成されております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。いずれも地域に精通している方々が入っているということで安心いたしました。

続きまして、環境局です。

まず、最終処分場の管理運営についてでございます。

こちら、この議案説明資料を読みますと、空洞があったということですが、こちらはどのぐらいの規模だったのか、お伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設維持課長。

○廃棄物施設維持課長 廃棄物施設維持課でございます。

空洞化の規模なんですけれども、一番大きなもので、長さが19メートル、幅が2メートル、深さが12センチとなっております。広さは一定程度ありますが、深さはそれほどではございません。なお、空洞は全部で12か所確認されております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。この近辺は、すごく大きな車が通ると認識しているんですけれども、深さがそれほどでもないといっても、やはり危ないのかなと思いますので、ぜひ補修をよろしくお願いいたします。

続きまして、新清掃工場周辺整備についてでございます。

こちらはすごくよく知っている場所で、すごく便利になるのかなとは思いますが、なぜ協議に時間を要したのか、理由があれば、お伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 交差点の新設に当たりましては、既存の道路や交差点の取扱い等についても検討する必要があり、沿線にお住まいの皆様のお考えも伺いながら、合意形成を図ったため、時間を要することとなったものです。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。整備をぜひ進めていただくようお願いいたします。

次に、経済部です。

中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金ですが、これは第1弾、第2弾ということで、こ

ちらにも記載されていますし、先ほどの御質問でも分かりましたけれども、第1弾、第2弾で効果としてはどのようなことが挙げられるのかお伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。受給者に対するアンケートを行っておりますが、その結果、第1弾では97%、第2弾で96%の方が役に立った、もしくはどちらかといえば役に立ったと回答されておりまして、物価高騰の影響を受ける事業者の方々に一定の効果があったと考えております。

また、申請手続について、第1弾、第2弾ともに約9割の方が、簡単だった、どちらかといえば簡単だったと回答しておりまして、申請書類を簡素化したことで、多くの事業者の方に申請をいただき、幅広い支援につなげることができたものと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 私もこれはすごく役に立ったなと思うんですが、今の御答弁でそれを確信いたしました。どうもありがとうございます。第3弾もぜひ頑張っていただければと思います。

最後になりますが、農政部の畜産飼料価格高騰対策です。

これはすごく事業者の方が大変だなというのをいつも思っているんですけども、こちらは、対象である畜産農業者の方からはどのような声が上がっているのか、お伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 農業生産振興課長。

○農業生産振興課長 農業生産振興課です。畜産農業者の方からは、飼料価格は、いつときよりは下がっているんだけど、まだ高止まりの状態が続いているですとか、あとは、価格が上がった分は、餌を与える量で調整して対応しているという意見を伺っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） どうもありがとうございました。これはちょっと餌が減らされると困るのではないかと思いますので、事業者も相当減っていると伺っているんですけども、ぜひ御支援を、これからもよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） それでは、一問一答でお願いしたいと思います。

初めに、指定管理者に対する光熱費の高騰対応ということでございますが、先ほど来もありましたが、かなり事業者、場所によってばらつきがあるなど。

例えば、鎌取コミュニティセンター、土気あすみが丘プラザを見ますと、かなりの差があるんですが、大体同じ支出なのかなと思うんですが、この違いは何なのかということと、あとは実際の額を確認して申請しているということですのでよろしいですか、その辺についてお願いします。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

土気のあすみが丘プラザと鎌取コミュニティセンターの差についてでございますが、こちらといたしましても、複合施設であるといった場合には、光熱費が高くなる傾向にあるという認

識でしか把握はできておりません。利用者が多ければそれだけ光熱費を使う量も多くなるかと考えておりますので、そういったいろいろな要因があるかと思うんですが、これといった原因は把握できておりません。

それからもう1点、実際に年度末にどれだけの収支であったかという額を確認して初めて支援を行うことになります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 年々光熱費が高騰していく中で、あるいは年間計画というんでしょうか、光熱費の予定額は。この見通しは、どんどん増えていると思うんですが、その辺りは、年間ごとで変わっているんですか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。年間で予算的に計画を出していただいているんですが、今回の支援につきましても、3年目となるんですけれども、当初の年度は補正予算対象として27施設、昨年度が25施設、今回が12施設ということで、市民局所管の指定管理施設ですけれども、全体的に精度は上がってきているのかなと考えてはおります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 平等性の担保、チェックというか、その点はしっかりやっていただく必要があるだろうと思います。

続いて、戸籍の振り仮名記載についてですが、先ほどもちょっと御議論がありましたが、改正戸籍法の改正の中で、いわゆるキラキラネーム、例えば太郎と書いているのにマイケルと出してきたら、こういう場合はどうするんですか。はねるんですか。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

これから法務省から、具体的な通知については出される予定でございますが、一般的に読めないような読み方については、認めないという方向で通知が出されると聞いております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） そうしますと、ある意味書いてきたものに対して、市の職員がもう一回連絡して、これはどうなんだという、そういうやり取りが生じるという理解でよろしいですか。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 はい、そうです。窓口で届出していただきますので、その場合にはその場でお伝えしますし、郵送等の場合には、そういったやり取りが生じることとなります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。

続いて、確認したいのが、環境局の最終処分場管理運営の件です。

先ほども規模というか、道路の空洞化というのが結構な規模であるというのは分かったんで

すが、この周辺は、まさに海に面したところを補修してもらっているわけですが、もつと範囲を広げたところで、ある意味そういう空洞ですとか、そういうのがないのかというチェックはされているのか、それについて、いかがですか。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設維持課長。

○廃棄物施設維持課長 廃棄物施設維持課でございます。場内の空洞に関しましては調査を行いましたけれども、それ以外につきましては、調査は行っておりません。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今、八潮市の件がありまして、市民の皆さんも御不安になられている面がありますから、その辺どこまでというのは調整が必要でしょうけれども、対処が必要なのかと思います。

あとは、北谷津町線道路整備の件でもちょっとお伺いしたいのが、東金方面から右折していくところについては、形状的にいわゆる右折レーンだとか右折矢印信号が付く形状になるのか、あるいは元にあった、鋭角にある道路、こちらは廃止されるということになるのか、その辺について、いかがですか。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 東金方面から来る交差点を向かってくるところにつきましては、右折レーンを設置する予定になっています。今ある交差点につきましては、今後の警察協議にもよりますが、新しくできた交差点との距離が近いため、廃止になることも考えられます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 元あるところが通れなくなってしまうということは、その住民の皆さんはどうなるんですか。そこは大丈夫なんですか。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 そちらにつきましても、個別に沿線住民の方に御説明をさせていただいて、おおむね了解いただいております。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） あと、新清掃工場に搬入車両を分散化させるということで、ある意味名目上行う話だと思うんですが、大体1日の想定がどれぐらい今まで通っていて、どうほかのルートに台数が分散されるのか、そのシミュレーションの見通しはどうですか。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 新清掃工場の搬入車両の1日当たりの想定台数は約200台ですが、そのうち北谷津町線の通行台数につきましては不明です。搬入ルートが複数あることから、他の路線を含めて、全体として分散化が図られると考えております。今までは、北谷津町線は走っていなかったもので、台数自体が分かりません。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。

続いて、補正予算の中小企業者のエネルギー価格等高騰対策の件で伺いたいと思います。

これまでの支給事業者数は明記があるわけですが、申請をして、ある意味要件ではね

られている件数は割合としてどれぐらいありますか。

○委員長（石井茂隆君） 産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

第1弾におきましては、申請件数9,746件のうち、不給付が決定されたのが37件、取下げがされたのが301件となっております。第2弾では、申請9,012件のうち、不給付件数が36件、取下げ、返還が108件となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 3万円の上限という中で、それに至らない、2万円ほどの電気代だという、例えばそういうところは、特に美容室だとか床屋だとか、結構自宅でやっているものだから、そこまでいかないという話がやはりあるわけでありますが、その辺の救済措置の検討というか、対象に考えられなかったのかということ。

あともう1点、申請における支給までの日数です。これは結構事業者の皆様から、できるだけ早く支給してほしいということで、その短縮に向けた取組は、今回図られるのか、その辺についてお聞かせいただけますか。

○委員長（石井茂隆君） 産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

今回の給付の要件につきましては、市内事業者への聞き取りや他市の事例などを踏まえて設定するとともに、電気、ガス、ガソリン等に係る費用の合計が月3万円に満たない場合でも、原材料費等を含めた合計3か月平均で月50万円以上の場合には給付対象としており、妥当なものと考えております。

それから、給付までの期間につきましては、大体第1弾、第2弾で、申請から書類の不備等がなかった場合には約1か月半となっております。

申請書類につきましては、前回も前々回も簡素化をしておりますので、引き続き簡素化をして、事務の処理を行うことを考えておりますが、これ以上支給までの期間を短縮することは難しいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） あと、畜産飼料価格高騰対策でございますけれども、いわゆる事業者というか酪農家さんからは、前回もあったので、今回もすぐになくなってしまうという話も聞いているんですが、県内の畜産飼料の価格高騰対策での単価の事業費、例えば1頭当たりの5,000円だとか、その額は県内の自治体とどう違うんですか。

○委員長（石井茂隆君） 農業生産振興課長。

○農業生産振興課長 農業生産振興課です。

他市で今、把握している単価ですと、八千代市ですと乳牛1頭当たり5,000円ですとか、いすみ市ですと乳牛1頭当たり1万5,000円というのが、単価設定しているとは確認しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。以上です。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 一問一答でお願いいたします。

初めに、市民局の補正予算についてです。

他の委員からも御質問があったので、おおむね理解はしているんですけども、基本的なことをちょっと確認させていただければと思うんですが、支援の内容の中の①として、管理運営業務における光熱費計画額というところが大事だと思うんですけども、光熱費計画額の算定は、どのように行われているものなのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

各年度におきまして、各指定管理者において、利用者、利用状況等を勘案して、計画額全体の予算の内訳の一つとして、光熱費についても積算をして市に報告をいただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 今の説明は分かるんですけども、結局光熱費の計画額が基準額となって収支不足額を算定しているということは、別に反対しているわけではないんですよ、光熱費の不足額となる算定額が、例えば使用した月ベースの年間平均で出すのか、それとも1年を通じて変動する電気代の基礎価格の平均とかを出して、翌年度の光熱費の計画額を出すのか、そこら辺の、具体的に幾らかかるという想定で予算を出しているのかというところが知りたいので、そこが分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

ただ、光熱費を具体的にどのように算出するかにつきましては、各指定管理者によるものと考えておりまして、各指定管理者とも、市からの指定管理料、それから手数料等の収入の枠の中でどのように歳出の予算枠、計画を立てるかということは、各指定管理者ごとになってしまっております。

こちらは、市からこういう計算で光熱費を計算しなさいということは行っておりません。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） この議案は、これ以上引っ張っても回答は出てこないと思うんですけども、やはり積算して予算を取るということは、根拠となるものが明確になっていなければ言い値になっていってしまうと思うんです。

いうなれば指定管理者の、要は見積額で算定するということになってくるので、果たしてその収支不足額が、これが本当に適切な収支不足額なのかということのジャッジが誰もできないまま、国に申請して予算を取っているという形になりますから、そこは、やはり何をベースとするのか、当然、年間を通じて電気代料金というのは変動していくので、要は高くなっている月数が長いと、平均されてしまうと、その分予算申請した額が少なくなってしまうと、補助金があっても不足するという事態に陥ってくるので、そこはちゃんと考えていかなければいけ

ない部分だと思うんですが、いずれにせよ、予算を申請して国からお金をもらって収支不足額を出すということは、基準となる基礎価格が一体何に基づいて出しているのかということ、それは所管としてちゃんと把握した上で申請していかないと、これはもらい過ぎとかという話も出てくるので、そこは他都市がどのように算定しているのかも踏まえて、しっかりと明確な基準に基づいて、今後しっかり進めていただきたいなということは申し上げておきたいと思います。

続いて、戸籍の振り仮名についてですけれども、出生届を出して名前が決まってそこで登録された名前を今さら変えることはできないということは分かるんですけれども、例えば基本的なところで、路上で生活されている方がいらっしゃって、千葉市に生活しているんだけど、実際どこから来られたのか分からないと、こういった方々が仮に登録をされないまま振り仮名が正しいかどうか分からないような状態のままで対応していくことになるかと思うんですけれども、こういった不明者の対応というのは、どのようにしていくのか。

また、登録がされていなかったとしても、それによって一人一人の権利において、何か損なわれるものが発生するのかどうか。分かる範囲で結構です。教えていただければと思います。

○委員長（石井茂隆君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課です。

路上生活者等の対応については、今のところ具体的に示されているものはございませんけれども、本籍のある方に対して、各市町村から住所地に通知を送ることとなっております。その住所に不在の方については、例えば宛所不明ということで返ってくることになりますので、その方たちについては、それ以上の対応はできないこととなります。

登録が確認できなかった場合でございますけれども、市で保有している情報がございまして、それを基に1年間届出のない場合については、職権で記載させていただきまして、仮にその後、内容が違っているということでございましたら、先ほどありましたとおり、1回に限っては届出によって変更することができるということで、特に不都合等はないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。いずれにせよ、今、国が提示されているものがどうであれ、運営上の中で何か疑問に感じることは、しっかり国に確認をしていただいて、不利益が出てこないような対応をしっかり図っていただきたい。

結構ルールが決まってしまうと、それでちょっと押し切ってしまう傾向もあるやに聞いていますので、そこで行き詰まったことについては、一旦しっかり国に確認して、そして適切なジャッジをしていただいて進めていくことが大事だと思いますので、そこは確認を取りながら進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

続いて、これまで御説明いただいた基金についてです。

これは基本的なことですけれども、各所管で積み上げている基金の運用について、どのように取り組まれているのか、教えていただければと思います。

○委員長（石井茂隆君） 生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 生活文化スポーツ部でございます。

今回文化関係の基金2つ、スポーツ関係の基金1つでございますけれども、基本的に基金の運用につきましては、財政部で指針を持っております。そういった中で、いわゆる基金に積んだお金の運用については、そちらで全体的にいろいろ選択肢を用意して、行っているというのが現状でございます。

あとは、歳費は、我々それぞれの所管が必要に応じて予算として財源を充てていくということでございます。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

リサイクル等推進基金でございますが、こちらは条例の趣旨であるリサイクル、再資源化にですとか、手数料徴収制度に伴って生じる費用などを目的としたものでございますので、こういった条例の趣旨にのっとり、それに関連する市民へのリサイクル等に関する啓発事業や家庭ごみ手数料徴収制度の事業に伴う費用に充当しております。

家庭ごみ手数料徴収制度、市民への啓発に関しましては、リサイクルの啓発ですとか、あと、それからごみの減量に伴います剪定枝だとか、そういったものに関しまして、剪定枝の収集等の費用に充てさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 環境保全課長。

○環境保全課長 環境保全課、木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域環境保全基金についてなんですけれども、こちらの基金は、地域の環境の保全及び創造に資するため、平成2年に設置されたものになります。こちらは、地域の環境の保全及び創造に関する知識の普及啓発、実践活動に対する支援事業など、こういったものを対象として、支出しております。

こちらの運営に関しましては、環境局、総合政策局、財政局などで構成されます地域環境保全基金管理運営委員会におきまして、基金の対象となるかどうかなどについて協議をして、運用しております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。聞かないと分からないというよりは、何かを見れば当然書いてあるんでしょうけれども、基金の運用がどのようなものを目的で使っているのかが何か一目で見分かれると、こういうことに使っているのかということも市民の皆さんも含めて、我々もそうですけれども、分かるので、知り得る情報をより分かりやすく提供していただくと、こういう議案で出てきた時にも確認の内容の仕方が変わってくるのかなと思うので、そこは御配慮いただくとありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

戻ってしまうかもしれませんが、補正予算の地域防犯対策を確認しようと思って聞かなかったんですが、今、ちょっと確認させてもらいますけれども、一応防犯カメラの設置補助金として、町内自治会等が購入する防犯カメラに係る経費に対して補助しますと、これは分かりました。いいと思います。

補正予算の可決後、60台分拡充していくということになるんですけれども、いずれにせよ、要はカメラを設置するにしても、自治会等の負担が当然出てくるかと思うんですが、60台拡充

していくために、やはり理解を進めていかなければいけないというのもあると思うんです。

こういった事業を推進するに当たって、カメラの設置の理解を求めていく取組は、どのように考えて進められようとしているのか、基本的な考えを教えていただければと思います。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

今回は、令和6年度補正予算分60台と令和7年度分の50台、合計110台を7年度中に設置することとしておりまして、例年よりも早く町内自治会に宛てて通知をして、早めに町内会の総会等で合意形成をしていただくことを考えていることと、それと、町内自治会の連絡協議会等の場にも出席させていただきまして、そういった場でも防犯カメラとか防犯パトロール隊支援物品について拡充したことをお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。例えば、要は予算はあるけれども、それに満たない場合は翌年に繰り越されて進めていくという形になるのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

こちらの予算につきましては、令和6年度補正予算につきましては、明許繰越ということで7年度中に執行する予定でございます。予算額に満たない申請の場合には、追加募集ということも検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。

取組に際しては、設置の場所とかも含めてですけれども、設置する近隣の皆さんの十分な理解も必要だとは思うので、そこはしっかり行政も関わっていきながら進めていっていただきたいということと、あとは、予算額に満たない場合に追加募集するということですが、この防犯カメラの設置の趣旨を十分理解していただいた上で、1つでも多く御協力していただける自治会が増えていくような取組に期待をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、最終処分場のお話ですけれども、護岸の老朽化があるということで、これはしっかりと対応していかなければいけないと思うんですけれども、扱っている物が扱っている物なだけに、護岸の老朽化によって、要は廃棄物が海洋に流出することによって海洋汚染につながるということも考えられているんですけれども、実際に今の状態の中でどれぐらいの流出があつて、これだけ大きな海ですから、千葉市の廃棄物が多少出たからといって、海洋汚染に直接つながるということはなかなか難しいことかとは思いますが、実際の流出量は確認されているのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 答弁願います。廃棄物施設維持課長。

○廃棄物施設維持課長 廃棄物施設維持課でございます。

蘇我の処分場の護岸からの流出ということですので、護岸の補修内容ですが、多少コンクリートの部分はひび割れが出て、それを埋める作業と、海洋、海の中保護している部分を部分的に補修するといった内容で、実際に穴が空いているという状況は確認できておりませんの

で、流出については、ないものと考えております。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） これからしっかりとまた確認をしていただいて、やはり埋め立てられている物が物なので、海洋流出は、少しだからいいとか、出ていないからよかったではなくて、老朽化している部分を早い段階で処置していくことは大事なことだと思いますので、事業者がなかなか入札してくれない、応募してくれないという現状があるところは、そこはそこでちゃんと確認していけばいいと思うんです。ということなので、そこは適切な対応していただければと思います。

続いて、確認です。最後に新清掃工場の周辺設備です。

実際に道路の幅員は何メートルで造られるのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 答弁願います。廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 廃棄物施設整備課ですが、現状、幅員10.5メートルで片側1車線、歩道片側で想定しております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） あと、位置図だけだとちょっと分からないので、現場の状況が分からないんですけれども、要は清掃工場に向かう反対側が畑なのか田んぼなのかあると思うんですが、農道が面していると思うんですけれども、この接続面はどのように考えているんですか。十字路のようになるのか、クランク状に接道していくものになるのか、それによってコース安全の考え方というのが変わってくるのではないかなと思うんですけれども、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 先ほどの図面をもう一回見せてください。廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 （図面を用いて説明）こちらは直角交差するわけではなくて、こちらがあくまで農道で、こちらは段差もありますので、あくまでこちらはT字路です。

○委員長（石井茂隆君） これは東金街道でしょう。廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 はい。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。では、特に農道との接道は、基本的には考えていないということでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 廃棄物施設整備課長。

○廃棄物施設整備課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） はい、了解です。以上です。

○委員長（石井茂隆君） 続いて、三須委員。

○委員（三須和夫君） それでは、一問一答で質問します。

今、畜産農家から悲鳴が聞こえてきます。ロシアやウクライナ、その辺の争いの中で日本に入ってくる餌が高騰しているという状況で、もうやめたいという人を何人も聞くんですけど、この問題もう既に1代目、我々の5、6個上の先輩方が始めた時からすると、今度は2代目がやっているかどうかというところなんです。1代目でやめてしまった人も何軒かあるんです

よね。

千葉市としては、やはり酪農家は必要なのかどうか。まず、その辺を聞かせてください。

○委員長（石井茂隆君） 酪農家が必要かどうかですか。三須委員。

○委員（三須和夫君） そうです。

○委員長（石井茂隆君） 農政部長。

○農政部長 農政部でございます。

酪農ですけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、2代目がいなくて畳んでしまう酪農家もいますけれども、今、千葉市には大規模で600棟規模の酪農事業者が入ってきているところがありまして、売上げもそこそこ上がっております。県内で10位前後に入るくらい上がっておりますので、千葉市としては酪農も農業の中では重要なものと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） その大型の農場は私も見に行ったことがあるけれども、その人だけではないので、とにかく私たちも今、そういうスマート農業だ何だかんだ言っているけれども、やはり、日本の企業の中では零細企業は際立つけれども、その零細企業の人たちを生かすか殺すかについて、千葉市の考え方、それがこの補正予算の中に入っていると思いますので、その中でもう1つ、高齢化というのがやはり……

○委員長（石井茂隆君） これは、農業の話ですか。三須委員。

○委員（三須和夫君） 農業です。それについて、話を聞きたいと思います。よろしく願います。

○委員長（石井茂隆君） 農業の高齢化についての話ですか。三須委員。

○委員（三須和夫君） いや、高齢化だけではないんですけども、農業支援の実態について。

○委員長（石井茂隆君） 農業支援の実態について。農政全体の話ですか。三須委員。

○委員（三須和夫君） 畜産だけでいいです。分けて言えば。

○委員長（石井茂隆君） 畜産関係についての議案けれども答弁できますか。農政部長。

○農政部長 今回、やはり畜産、各農業者の方からかなり厳しいという意見をいただいておりますので、今回議案を認めていただければ支援は3回目になるんですけども、補正予算で、飼料の高騰分を支援するような施策を組んでおりますが、酪農家も経営状態によって様々でございまして、中小から大きいところまであって、我々はそれを全体的に支援するために、どの事業者にもこのように一括して支援を行うようにしております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 実際には物価高騰、餌の高騰とかいろいろある中で、市も今、答弁してもらったようなことをやってくれるということだけれども、まだ金額的に少ないのではないかなと私は思うんだけど、取りあえず早急な支給をお願いします。

○委員長（石井茂隆君） ほかに。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 一問一答でお願いします。

最終処分場管理運営のことでちょっと聞きますが、護岸補修ということですけど、それこそ地震対策や津波対策なども将来的に行うのか、それとも本当に護岸だけ補修するのか。

○委員長（石井茂隆君） 地震対策まで行うかどうか。廃棄物施設維持課長。

○廃棄物施設維持課長 廃棄物施設維持課でございます。

今回の護岸の補修内容につきましては、あくまでも現状で老朽化が出ている部分について、補修を行うものであって、地震対策等はいりません。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） それなら、ここはガスが出ていますので、工事する方にはくれぐれも気をつけるように、ガスが分からないということもありますので、注意をしていただきたいと思います。

それから、地域防犯対策について、伺います。

防犯カメラの設置事業はいつから行っているか。また、古くなったら更新は行われるのか。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

町内自治会等に対する防犯カメラ設置補助事業につきましては、平成29年度から事業を行っております。また、防犯カメラの耐用年数を踏まえ、設置から5年以上経過したものを更新する場合についても、補助の対象としておりますので、今後、新規設置と併せ、更新についての周知も行っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） それでは、その防犯カメラは犯罪防止に役に立っているのかについて、お聞きします。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

令和6年の全国の刑法犯認知件数が前年を上回っているということを、今月警察庁が公表したところでございますけれども、本市の令和6年中の刑法犯認知件数につきましては、マイナス186件、マイナス2.65%と減少しているところでございます。

減少の要因としましては、地域の治安向上に向けた取組が寄与していると認識しているところですが、防犯カメラについても一定の影響を与えているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 続いて、防犯パトロール隊からの物資の支援申請は増加をしているか、お聞きします。

○委員長（石井茂隆君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

令和5年度につきましては、防犯パトロール隊、65団体から申請があったところですが、令和6年度につきましては、40団体増加しまして、105団体からの申請があったところでございます。強盗事件の発生などにより、地域の防犯対策への関心が高い状態が続いていることから、今回補正予算において、支援の拡充を行うこととしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 続いて、経済部に、議案第2号、中小企業者エネルギー価格等高騰対策について、お聞きします。

今回の対策の見込みの考え方と、また、3万円間際または3万円に満たない事業者の対応をお聞きいたします。

○委員長（石井茂隆君） 産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

対象者につきましては、第1弾と第2弾の両方受給した事業者または片方のみ受給した事業者の合計が1万587者であったことから、1万500者を見込んでおります。

また、3万円に満たない、3万円間際の場合などでも、これまでも支援金事務局で、例えば電気、ガスで申請が上がっていたら、ほかにガソリンはないのかとか、あと、もしくは原材料費なども含めて月平均50万円に該当しないかなど確認するなど、事業者にできるだけ寄り添った丁寧な対応をしているところでございまして、今回もそうした対応を徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） これは非常に、事業者に丁寧に対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いします。岡崎委員。

○委員（岡崎純子君） お願いいたします。

これまで伺いました各局の議案につきましては、どれも必要なものとお察ししますので、賛成の観点から意見要望、所管を述べさせていただけたらと思います。

まず、中小企業者のエネルギー価格等高騰対策支援につきましては、手続きができるだけ簡素で、手続きが事業者さんたちの申請される方々のストレスにならないことを要望いたします。

あと、畜産業の方に向けての支援ということで、国からの補填を全額充当と書いてありましたが、そちらの畜産業への支援につきましては、もう少し支援を増やしてもよいのではと感じられました。

1頭当たり幾らという記載を拝見しましたが、もう少し手厚くてもいいのではというのを私は感じましたが、これはまた足りない分は次年度に御検討いただくべきものと考えられます。

また、ここに関しましては、ちょっと思うところがございまして。分科会で申し上げたことと重なるかもしれないんですけど、畜産農家さんについては、外国産の飼料の輸入の価格が上がっていて、かなり経営を圧迫していると、先ほど所管からお話がありましたけれども、ならば、国産の飼料の比率を増やすということをゆくゆくは考えたいという点で、例えばなんですが、今、若葉区の動物公園で屠体給餌の取組をクラウドファンディングを募って2021年から始めていらっしゃるようで、今年度も継続されているかと思いますが、そういった飼料ということで、飼育している動物たちの病気という、検疫は気にしながらも、そういった使い道というので、先日分科会でも申し上げましたイノシシの件ではないですけども、出沒したイノ

シンを致し方なく駆除した時に、その屠体を有効活用というのが、動物の飼料ということでもっと生かせれば、なお良いのではと、まだだいぶ先のことだと思うんですが、ゆくゆくは環境を回すということを考えても、それもありなのかなと考えられました。

ちなみに、御参考までに、44都道府県の調査を、東京農工大の教授チームが調査しましたところ、千葉市はそこまで豪雪地帯でもなく、人工林の面積が5,000ヘクタールを超えることもなさそうでした。ちなみに、管理が必要な森林計画範囲内の森林の中で、令和2年度時点の千葉市の人工林の割合は38.8パーセントと確認をいたしております。

そういった中で、豪雪地帯や……。

○委員長（石井茂隆君） 3分以内でお願いします。岡崎委員。

環境というか、イノシシの話ですか。

○委員（岡崎純子君） 環境と農政にも結びつく話だったんですけども、もう時間が超えてしまっていますか。失礼しました。お時間ということで、失礼いたします。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 一連の補正予算については、賛意を示したいと思います。

ただ、一方で意見要望については、何点か申し上げたいと思います。

まず、指定管理施設関連の光熱費の対応ですが、先ほど来あったとおり、計画額が出た時に、その計画が甘ければ額が増えるという構造になっているわけですね。ですが、この平等性という観点でちゃんと精査して、仕組みづくりをやっていただきたい。これがまず1点です。

続いて、戸籍振り仮名の件ですが、先ほど申し上げたとおり、キラキラネームに対する法改正の面がある。それは、果たして住民の皆様にしっかり伝わっているかといわれると、否であると。であるならば、今回、その部分の周知をしっかりとやるということを、まずお願いしておきたいと思います。

続いて、環境局ですが、蘇我地区廃棄物埋立処分場の外周道路のに空洞化でしているところが12か所あると。ただ、そこの区間しか点検していないわけです。ちょっと離れたらもう点検していないわけだから、恐らく空洞化している可能性があるわけです。となったときに、それはやはり建設局と連携して、八潮市の件もありましたから、しっかりと調査を、連携して対応していただきたいと申し上げておきたいと思います。

あと、北谷津町線道路整備の件ですが、1日約200台という想定があって、分散化された時のシミュレーション、向こう側からどれぐらい来るのかというのは、今後ちゃんとシミュレーションして、我々議会にも示していただきたいということと、それがこういう必要経費の在り方が認め方になるわけですから、この段階でまだ効果が十分に分からないということですから、そこはぜひ示していただきたいと思います。

あと、経済農政局ですが、中小事業者のエネルギー価格等高騰対策の件は、先ほど来申し上げているとおり、美容室などの小規模事業者は3万円に満たないわけです。市の財政ではなく、国費を全額入れている施策ですから、その要件を増やしても、そこまで極端に増えるわけではない。そういう人たちを救っていくのが市の役目だと思いますから、ぜひ今後そういう観点で、対象の拡充をお願いしたいと思います。

最後に、畜産飼料価格高騰対策ですが、いすみ市は1頭当たり1万5,000円だという話がありました。ですから3倍の格差があります。県内でこれだけの格差があるというのはどうなの

かということと、あともう1点は、私は酪農家の方から、これは本当にすぐなくなってしまったということを聞いています。ですから、持続可能な、先ほど言われたとおり、酪農家を本当になくしてはいけないという立場に立つのであれば、もう少し支援額を増額していただきたいと強く申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 会派としては、賛成する立場から各議案に対して意見を申し上げたいと思っております。

経済農政局に関しては、中小企業者エネルギー価格高騰です。先ほどもありました、これは都市ガス、プロパンガス含めてということで周知を図っていただきたいことと、あと、先ほど、3万円未満でも材料費とか様々寄り添っていくということですので、ぜひ丁寧に進めてください。よろしくお願いします。

あとは畜産飼料価格高騰対策に関して、先ほど私、質問させていただきましたけれども、飼料自給率の向上などの取組ということで、実際申請前後を含めていろいろ面会とかヒアリングをしていただくということで、これに関しても寄り添いつつ、複雑ではなくて簡易に申請ができるように取り組んでいただければと思います。

あとは、順番が入れ替わってしまって、市民局で、最後、地域防犯対策です。

こちらは、令和6年度の補正で、7年は50台分、様々闇バイトの状況、あと、市民からも、例えば東京都とかは結構、防犯カメラの設置が多いという情報がある中で、現状は町内自治会の設置になっていますけれども、今後おそらく、需要というか、市民の要望は増えてくると思いますので、地方交付金とかと県補助金を使っていますけれども、補正予算ありきではありませんけれども、市民の実情、状況に応じて、特に防犯カメラに関しては、残念ながらちょっと設置していかなければいけない状況になってくると思いますので、円滑に、また需要に応じて事業を推進していただければと思います。

我が会派は以上です。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 我が会派は、今議案に際しては賛成をいたします。

二、三、先ほど申し上げましたけれども、私は防犯カメラ、これは非常に今、闇バイトとかいろいろなことがありますので、多分これは市民の要望が多いと思いますので、ぜひとも台数を増やしてやっていただきたいと思います。

それから、先ほどいただいた中小企業者のエネルギー価格等高騰対策のところ、これは速やかに、書類をだいぶ簡素化したと言うけれども、やはりそういう面で書類を出したらなるべく早く執行するように、。やはり市民が困っているんですね。申請を出しても、いろいろな書類を持ってこい、こうだこうだと言わずに、困っているんですから、どしどしやっていただきたいと我が会派では思っております。

それから、畜産飼料高騰対策です。これも価格が高騰しておりますので、私たちも酪農家さんに、おいしい牛乳を飲ませてもらうという観点からも、高くてもしょうがないですから、やはりいい餌をやってもらって、これを早く畜産農家に回してあげればと思いますので、それも要望しておきます。

環境局の最終処分場管理運営でございますけれども、護岸を早く直していただいて、空洞化も早く補修していただければと思いますので、それだけ要望しておきます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） もちろん賛成いたしますけれども、防犯カメラにつきましては、以前たしか自治体が管理している防犯カメラに対して警察から照会があった時に、管理者がいなくて1週間ぐらいデータを取り寄せるのが困難になったという事例を伺っております。

ですから、防犯カメラにつきましては、費用はかかると思うんですけれども、なるべくネットワーク化を進めていただければと考えております。

あとは、最終処分場管理運営なんですけれども、廃棄物が東京湾に流出しないよう、今後も適切に護岸を維持管理することを要望いたします。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石井茂隆君） 賛成全員、よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

〔市民局説明員入替え、環境局・経済農政局退室〕

議案第39号審査

○委員長（石井茂隆君） 次に、議案第39号・千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 市民局の条例議案につきまして、御説明申し上げます。

市民局議案説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第39号・千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正についてでございます。

まず、1の趣旨ですが、千葉市中央コミュニティセンターを休止するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の主な内容ですが、休止理由については、令和7年度から千葉中央コミュニティセンターの再整備を行うため、休止するものでございます。なお、松波分室については開館を継続いたします。

休止期間でございますが、今年の4月1日から令和10年の3月31日までの予定でございます。

（3）でございますが、再整備後の施設概要につきましては、地上4階、地下3階の建物の中の3階及び4階部分となり、3階にはサークル室など、4階にはプールやホールなどを設置する予定でございます。

最後に、4の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行といたします。

市民局の条例議案につきましては、以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） それでは、質疑がありましたら、お願いいたします。段木委員。

○委員（段木和彦君） すみません。お願いいたします。

再整備のための条例の一部改正ということなんで、議案にはもちろん賛成させていただくんですが、確認として2点ばかり一括で伺います。

まず、こちら、再整備後の施設の概要は書いてあるんですけども、再整備前と再整備後では、仕様がどのように変わるのか、こちらについて、詳細をまたお示しいただければと思います。

もう1点が、利用する団体についてなんですけれども、これまでと同様なのかどうかというのを、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

まず、現在と再整備後の諸室の計画状況でございますが、現在、諸室は26室ございますが、再整備後も23室を予定しており、現在とほぼ同様の仕様を計画しております。なお、御利用いただいている皆さんの声を聞きましたところ、防音の部屋が欲しいとか、大きな部屋が欲しいといった御意見が多くございましたので、防音の部屋を複数用意するとか、ホールを設置するという計画を進めているところでございます。

それから利用する団体についてでございますが、現在、約130団体の方が定期的に御利用いただいているんですが、再整備後もそれら今まで使っていた団体はもちろんですが、これから新しくなって、今まで使っていなかった方々にも、ぜひお使いいただけるようなコミュニティセンターにしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。意見要望については、後ほど岡崎委員からお話があると思いますが、やはり防音の部屋、ホールがあるというのはすごくいいと思いますし、これまでより多くの市民の皆様に今以上に御利用いただけるのであれば、すごく有効だなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） では、確認をさせていただきます。一括で結構です。

基本的なことですけども、ここに記載のある主な内容の中では、中央コミュニティセンターの松波分室は開館しながら進めていくということは分かりました。

一方で、休館期間が約3年間あって、その間で指定管理者の、また再公募とか、そういったことがあるのかということと、あとは規模が縮小していくので、管理運営費も変わってくるのではないかなと思うんですが、そこら辺はどのような考えの中で進められていくのか、教えていただければと思います。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

御指摘のとおり、松波分室だけが継続で残る形になりまして、現在の指定管理が中央コミュニティセンターと松波分室一括の指定管理となっているんですが、指定管理期間は来年度までとなっております。なので、来年度の1年間につきましては、松波分室だけを管理いただくということで、指定管理料も大幅に減額する形となります。

松波分室の指定管理も令和7年度で一度切れる形になりますので、まだこれは当然、議会の承認をいただかないといけないことになるんですが、令和8年から令和10年までの2年間、松波分室を単独で指定管理をお願いするのがいいのではないかという形で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 一問一答でお願いします。

改めて、再整備のトータルの予算額はどのぐらいになっているのかということと、あと、先ほど言ったホールは何人規模のホールというイメージでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

再整備につきましては、財政局で建物全体を一括で行っておりますので、建物の全体に係る予算額ということでなら、お答えできるんですが、そちらが、工事及び管理費を合わせまして約215億円と聞いております。

それから、ホールですが、大きなホールにつきましては、一応約180人収容できるホールを計画しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） あと、もう1点。プールは従前のものとどう変わるイメージになるのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

現在は、スロープ等が全くないプールになっているんですが、新しいプールには、プール槽内にもスロープを設置いたしまして、車いすのままプールの中に入ってもらえるようなバリアフリーな設計をしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 以上です。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） これは4階建てということですがけれども、この上に、場所もいいんでマンションの20階ぐらいを載せるということはなかったんですか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

建物全体の設計自体は財政局で行っておりますので、どのような考え方かまでは把握できていないんですが、4階建てにするということを聞いております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） ここはやはり丸紅商事が絡んでいますか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。どのような業者が関係しているかということにつきまして、財政局からは、申し訳ございません、情報は聞いておりません。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 分かりました。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 今までは食堂が入っていました。再整備後もつくるんですか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。建物の中に食堂が入っていたことは私も存じ上げておるんですが、食堂はコミュニティセンターの施設ではございませんので、市民局の所管外となってしまいます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） どの課が今度所管するんですか。

○委員長（石井茂隆君） 食堂を誰が管理するかということですか。市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

申し訳ございません。建物自体は今、財政局で設計をして、おそらくこれから工事の予算を要望している最中になっているかと思えます。

新しい建物には、そういった食堂は入らない計画であるということは伺っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 分かりました。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 基本的なことですけれども、中央コミュニティセンターでは、従前は幾つか利用団体がありましたよね。結構、公民館とかでもあるんですけれども、その利用団体が常に占めていて、指定席になっていて、一種の既得権益的な部分があって、新規の参入ができないようなところがありまして、今、松波分室については開館を継続するとおっしゃっていますけれども、この振分けだとか、そういう重複だとか、その辺については、どのような状況になっていますか。

○委員長（石井茂隆君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

中央コミュニティセンターは、比較的立地が中心部にあることからと思われるんですが、市内全域、それから市外からもいろいろな団体が御利用いただいております。そういった皆さんが、3年間の間、活動が休止とならないように、活動を継続していただきたいと考えておりまして、各団体に市内の他のコミュニティセンターとか、公民館とか文化施設の情報を詳細にお

伝えるようにしております。

また、市民総務課に相談窓口のようなもの等を設定いたしまして、利用したいというような御相談があれば、複数の施設を御紹介するという対応を取っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 理解いたしました。大丈夫です。

○委員長（石井茂隆君） ほかに質疑はないようですから、賛否表明、意見要望に移ります。

本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言願います。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） よろしく願いいたします。会派としては、反対するものではございませんので、まず申し上げておきます。

先ほど確認させていただきましたけれども、休止期間が3年間ということで、やはり少し長いのかなということと、規模が縮小されての運営となりますので、実際にどれぐらいの利用者に御活用していただけるのかというところはあるかとは思いますが、再度受けてくれるかは別として、この間で指定管理者の更新があるということです。指定管理者にもしっかりと理解していただきながら、事業自体は継続していけるように、そしてあと、利用者が利用できる環境等、安全対策しっかり進めていっていただきたいということだけ、申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 私どもも条例自体は賛意を示したいと思います。

その上で要望を申し上げたいのは、先ほどもありましたが、私も先日利用しまして、講習室が非常に古びていて、しかも音楽室からやたらと声が聞こえてくる。だから、先ほど言った防音はマストだろうということと、あとはもう1つ、講習室の人数は、できれば50人ぐらいの、要は使い勝手のいい諸室をぜひ用意していただきたいということと、あと、プロジェクターやマイクもかなり老朽化していたという感じがしましたので、ぜひこの機会に更新していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号・千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（石井茂隆君） 賛成全員、よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えをお願いします。

御苦労さまでした。

[市民局退室、経済農政局入室]

議案第40号審査

○委員長（石井茂隆君） 最後に、議案第40号・千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例

の一部改正についてを議題といたします。当局の説明をお願いいたします。

当局の説明をお願いいたします。経済部長。

○**経済部長** 経済部です。座って説明させていただきます。

経済部は、条例議案1件でございます。

議案書では、84ページ、85ページですが、経済農政局議案説明資料で説明をいたします。

5ページを御覧ください。

議案第40号・千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部改正についてです。

まず、1、趣旨ですが、審査会の委員の定数を改めるとともに、臨時委員を置くことができることとするほか、所要の改正を行います。

次に、2、改正の理由ですが、今後の産業用地整備支援事業におきまして、候補地や整備手法に応じて、様々な分野の有識者から、多角的な意見を得ながら産業用地整備を進めていく必要があるため、現在規定されている委員数を増員します。また、案件によりまして特別の事項が生じた際に、専門知識を有する臨時委員の登用が可能となるよう、臨時委員登用に係る規定を設けます。

次に、3、千葉市産業用地整備支援事業審査会についてですが、この審査会は、産業用地整備支援事業について審議する附属機関です。産業用地整備支援事業に係る計画の募集、企画提案書の審査及び評価、並びに選定に係る基準に関する事項などについて、審議を行っています。

次に、4、改正の内容ですが、改正内容は3点です。

(1) 審査会の委員の定数を5人以内から7人以内に変更します。

(2) 審査会に、特別の事項を審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる規定を設けます。

(3) 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとします。

次に、5、施行期日ですが、公布の日と同日としています。

最後に、6、参考としまして、現在の委員構成を記載しております。

なお、条例の新旧対照表につきましては、議案書の84ページ及び85ページを御参照願います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長（石井茂隆君）** それでは、質疑がありましたら、お願いいたします。段木委員。

○**委員（段木和彦君）** すみません。御説明ありがとうございます。一問一答で今回お願いします。

条例議案ということで、特に産業用地の整備につきましては、今、様々な事情が出てきていると思うので、もちろんこの議案には賛成させていただくんですが、その前にちょっと1点伺えればと思います。

この中で、特別な事情を審議する必要があるときとあるんですけども、これはどのようなケースがあるのか、お伺いいたします。

○**委員長（石井茂隆君）** 企業立地課長。

○**企業立地課長** 企業立地課でございます。

産業用地整備を進める場所ごとの特性によりまして、例えば事業用地内に希少生物が生息することが判明した場合の対応ですとか、農地が多くを占めている場合などを想定しております。

○**委員長（石井茂隆君）** 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。今の御答弁からなんですけれども、臨時委員というのは、この審査会の中において専門的な分野を担当すると考えてよいのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 審査会委員の専門外の知見が必要となった場合に、臨時委員を登用することを考えておりまして、先ほど申し上げましたとおり、希少生物や農地など専門分野に知見を有する学識経験者の登用を考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。先ほども言ったんですけれども、産業用地も本当にいろいろな候補地が出てきていると思いますし、それを整備していく手法も、きっといろいろ大変なこともあるだろうと思いますので、この条例は、いいのではないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一括です。

産業用地というのは、事業者がもう既に土地を確保して、それからいろいろな申請などを行っているのか、それとも市で、この土地でやってくださいのような、大まかに示すものがあるのか、どうなっているんでしょうか。

あと、この委員にはどんな職責の方がいらっしゃって、それをずっと継続されているのかどうか、入れ替わりがあるのか。この2点です。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 まず、産業用地の事業用地の確保についてですが、こちらにつきましては、民間事業者が土地所有者から購入して確保するものとなっております。整備に伴いまして、インフラ整備等が生じた場合、インフラ整備の負担金を市が支援するようなスキームになってございます。

委員の構成につきましては、学識経験者や金融機関の職員、経済団体の職員や企業立地に知見を有する者から構成されておりまして、現在の構成、現委員の継続年数ですが、1年の委員から9年の委員まで、それぞれとなっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 企業立地だと市街化調整区域は除外されますけれども、産業用地は、市街化調整区域も対象にはなるんでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 市が定めております産業用地整備方針におきまして、産業用地の選定エリアの基本的な考え方としまして、インターチェンジの周辺から選定することを考えております。

インターチェンジの周辺には、市街化調整区域もございまして、市街化調整区域で産業用地の整備が進められることも想定されますが、その際は、地区計画の設定などを行いまして整備を進めることとしております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 若干補足させていただきます。1問目の質問からもちよつと補足させていただきたいんですけども、産業用地整備事業につきましては、市で審査会の委員さんの意見を聞きながら、ある程度エリアを特定いたします。そのエリアで事業者の公募を行います。その際に事業者は、おおむねこの場所で、地権者の同意をおおむね得つつ、どういう手法で、今おっしゃいました市街化調整区域で、地区計画でやるのかとか、そこまで含めた提案をいただきます。

それを提案いただきまして、審査会で、専門的な知見で、この提案のここはいいのかどうかというところの意見をいただくと、そういう流れになっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 理解いたしました。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 産業用地、この整備後の周辺住民への対応状況をちょっとお聞きしたいんですけども。一問一答で。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 既に整備、分譲が完了しております事例ですと、ネクストコア千葉誉田がございしますが、こちらにつきましては、進出企業で構成されます誉田工業会が窓口になりまして、周辺住民とのコミュニケーションを図っているところでございます。

具体的な事案としましては、車両による騒音だとか、汚水管の詰まりによる道路冠水などの声が寄せられておりますが、各企業と情報共有しながら市としても対応に当たっているところでございます。引き続き、進出企業と連携しながら、周辺住民の対応に当たっていくことを考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 周辺住民への対応について今、話があったけれども、臨時委員を登用する場合がありますか。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 周辺住民への対応へ臨時委員を登用するかどうかという御趣旨かと思いますが、当審査会は、主に民間事業者からの事業募集ですとか、企画提案に対する審査選定について審議を行うものでございまして、臨時委員はそれらに伴う個別案件への見識をいただきたいと考えておりまして、産業整備以降の住民対応等の事案への登用は想定しておりません。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 誉田の工業団地の問題にもなるけれども、我々に声が掛かったことがないんだよな。だから、我々が逆に工業団地で働く連中がこうしているから、それを何とかしてほしいと町内会から連絡が来ているんだけど、我々は、そういう場所は声が掛からないんだよ。だから、その辺を聞いておいてくれよ。

○委員長（石井茂隆君） この議案は、産業用地整備支援事業審査会設置条例についての議案です。ですから、これに対しての質疑でお願いしたいと思うんですけども。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） それでは、臨時委員は必要と考えた場合に置くのか、置かないのか。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 臨時委員につきましては、個別の事案が生じた場合に、市であるとかこちらの審査会の委員が、専門知識が必要と考えた場合に、市が設置していくことを考えております。以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 以上です。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 一問一答です。

ちょっと確認したい。産業用地の審査会がこれまで開かれたのは何回あって、今後開く予定はいつですか。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 こちらは平成28年から設置しておりまして、今までに19回開催しております。直近では、次は3月に開催する予定となっております。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） この審査会の中で、委員は、例えば産業用地整備に対してはどういう評価になるんですか。これは駄目だ、いいとか、それはどういう評価をしていくことになるのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 企業立地課長。

○企業立地課長 事務局から個別の事案につきまして諮問をさせていただきまして、それに対する答申という形をいただきまして、各事案に対して判断をさせていただいている形になっております。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 例えば、具体的なところで申し上げますと、産業用地整備に当たりまして、住民説明会の結果の報告などを事業者から求めます。その際に、そういった意見に対して何ができるのかとか、こうしたほうがいいのではないかと、そういう専門的な立場から事業者への指導だとか、そういったことを行っている審査会になります。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 先ほどの御議論の中で、新たな臨時委員を選任する事例の中で、新しい課題として希少動物の話が出ました。これは、例えば、そういう環境に精通した委員さんが新たに入って、そういう生息地の保全だとか、森林の保全だとか、そういうことに言及していくという、そういう意味合いですか。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 臨時委員につきましては、産業用地整備の候補地を決めた後、具体的にエリアがここだと決まった後に、委員がおっしゃったように希少生物がいるといった場合に、専門的な委員さんと呼んで、どう保全するかとか、どうしたらいいのかという知見で意見をいただきます。その時に初めて委員さんを選任します。

○委員長（石井茂隆君） 樫澤委員。

○委員（梶澤洋平君） その臨時委員と環境アセスとの関係は、環境アセスは環境アセスでやるということになるんですかね。その立てつけはどうでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 産業用地整備につきましては、基本的には環境アセスを終了した後に、産業用地の整備ができるいう状況になった上で、我々の支援制度に乗ってきますので、その中でアセスを経た上で見つかった保全行動に対しては、我々の中でも意見を言わせていただくという状況になります。

基本的には、アセスの手続の中で、事業者にはどういう保全をするかという市長からの意見も言いますし、それに対する答えも求めていきますので、ある程度解消しているのかなと思いますけれども、例えば、住民から意見があった時とか、そういった時の対応としては、やはり臨時委員が専門的な知見で対応するのかなと思います。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。以上です。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 一問一答でお願いいたします。

るほかの委員から御質問があったので、おおむね分かりましたけれども、少し意地悪な質問になってしまうかもしれませんが、改正の内容として、臨時委員を登用するということが今回の趣旨であって、審査会の委員の定数を5人以内から7名以内にする、正の構成員5名プラス臨時の方を今後2名以内で置いていきたいということだと思うんですが、であるならば、なぜ7名以内というふうに決めているのか。

必要な状況がよく分かりませんが、状況に応じて、基本的な構成員は5人以内だけれども、要は置かれている状況によって必要数の臨時委員を置くとかにしたほうが、もう少し幅広くやっていけないのではないかなと思うんですが、7名以内と限定しているのは、どういった意味があるのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 今回のこの審査会なんですけれども、先ほど19回開催したということなんですけれども、最初に、ネクストコア千葉菅田の産業用地、今は、ネクストコア千葉生実をやっております。審査会につきましては、エリアを決める段階から審査をしていただきます。インターチェンジからどれぐらい近いかとか、交通はどうだとかということで話を進めてきているんですけれども、今回2回やりまして、我々で気がついたこと、また、審査委員が気がついたことがあります。

それが、工場に入る車両が周りの道路にどういう影響を与えるかというところ、ここは町内自治会の方でも非常に興味を持っている方もいらっしゃいますので、審査委員からもそういった都市交通に詳しい人を呼ぶべきではないかとか、また、都市計画にもう少し詳しい人を呼ぶべきではないかという、こういう意見をいただいております。これで2名追加ということを考えております。

臨時委員は、場所が決まって、かなり限定的な専門性が必要な場合に置くということを考えておりますので、その整備するエリアの中を見る時だけ必要だと考えておりますので、そこで専門委員と臨時委員を分けさせていただいております。

今回7名にさせていただきましたけれども、今後また社会情勢が変わって、また増やすとい

うようなお話があった場合には、改めて条例を改正の提案をさせていただきます。

○委員長（石井茂隆君） よろしいですか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。これもちょっと考え方の違いがあるんでしょうけれども、条例をそのたびに改正していくのであれば、実際の運用は必要な人数、多くても2名程度ということで運用していけばいいのではないかなということと、あとは条例を改正していくのも大変なことになるので、やはり時間的に余裕がないとか、急を要する案件も出てくるかもしれないので、であれば、臨時委員の人数を特別規定する必要はなかったのではないかなと思いますが、しつこいようですけれども、これだけを最後に聞かせていただければと思います。

○委員長（石井茂隆君） 経済部長。

○経済部長 すみません。非常に分かりづらい説明だったかもしれませんが、臨時委員は人数を実は定めておりません。通常の委員さんを5名から7名に、それに追加して必要な場合には臨時委員を置くことができるということで、臨時委員の数については、規定しないこととしております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） そういう話になってしまうと、今まで質問してきたことが全然変わってきてしまうですね。この理由については、あくまでも臨時委員を設けるということが主で、改正の内容の中に審査会の委員を、というのであったならば、改正の理由の中に、審査会の委員を5名以内から7名以内に変更することと、併せて、要は臨時委員の登用をするようにするという説明をしてもらえれば、こんな質問をしなくて済むんですね。

私の理解が悪いと言われればそのとおりですけれども、そこがちょっと納得できないかと、今、感じておりました。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 経済農政局長。

○経済農政局長 説明がうまくお伝えすることができなくて、申し訳ありません。

もう一回繰り返しになりますけれども、我々は、回を重ねてきて、あるいは状況の変化に基づいて、ベースとなる部分をやはり拡大しなければいけない、これはもう足りないという認識でおりました。

加えて、やはり、いろいろな新しい状況が生じた場合に、どうやってアドホック的に即時対応をするかという部分で、臨時委員を今回置かせていただこうと考えておりますので、そうした趣旨でございましたので、大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いします。岡崎委員。

○委員（岡崎純子君） 会派としましては、当然賛成するものでございます。

ですが、今、伊藤委員がおっしゃっていたのはもっともで、もうちょっと分かりやすいものだったらよかったなと思います。

どんなタイミングでも、フレキシブルに必要な人材をその時必要なだけ使えるというか、力添えをもらえるということで、臨時委員の人数を定めていないことは正解かなと思います。委

員の定数が5人以内から7人以内という、これだけ正規の委員が増えるんだという認識でおりますが、このまま進めていただければよろしいのではと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 私どもも、本条例については反対するものではないという立場で、その上でちょっと意見というか、申し上げておきたいのは、どういう方が入ってくるのかという点では、先ほど申し上げたとおり、希少動物だとかそういう部分も加味してきているということであります。

例えば、今、ネクストコア千葉生実のところも、かなりの森林を伐採して整備するわけです。私も地元からあの辺の環境はどうなるんだという質問を受けるわけです。本来、そういう環境評価に対するちゃんとしたメッセージが必要なんです。そこをもう少し明確に出してほしいというのが1点。

あと、先ほど言った車の影響。ネクストコア千葉菅田のところで、あれだけ物流の車が入っているわけでしょう。地元からは、通学路の安全対策やら何やらと、いろいろ要望がくるわけです。

それが、先ほど三須委員も言われたとおり、その後のコミュニケーションがちゃんとされない、つくっただけで、ただ、周りの影響はどうなのか、後は知りませんということではいけないというわけでありまして、ぜひ、その後のコミュニケーションという面でも、審査会において、ちゃんと検討をしていただきたいと強く申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 先ほどの質疑の中で少し食い違いがあって、非常にちょっと残念だなという思いだけは伝えておきたいなと思います。

改正の理由の中に確かに、現在規定されている委員数を増員する。また、特別な事項が生じた際に、専門知識を有する臨時委員の登用を可能にしていくと書かれていますけれども、意地悪な言い方をすれば、であれば、審査委員は5人以内で、臨時委員を入れていけばいいのではないかという解釈にもなるんですけれども、そこは、あと2人を増員していただきたいという委員さんの御意見もあつてのことだとは思いますので、とにかく、条例を改正することには反対しませんけれども、理解しやすい説明をしっかりと進めていただきたいということと、あとは、とにかく産業用地の課題について、早期解決していくための構成員がどうあるべきなのかということも、しっかりと議論していただいた中で、新たに増員を進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 今回の改正は、やはり7人の委員の中でも専門家はおりますけれども、それ以外の人が必要だということで、今回の改正をしたと思いますので、この議案には賛成をいたします。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

お諮りいたします。

議案第40号・千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（石井茂隆君） 賛成全員、よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で、案件審査を終わります。

それでは、これもちまして、環境経済委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後0時16分散会